

切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化、頻発化する自然災害から県民の安全安心を確保することが喫緊の課題であり、この課題解決には、事前防災の観点も踏まえた社会基盤の整備や老朽化対策など、将来に向けて中長期的に国土強靱化の取組を強い覚悟のもと、迅速かつ強力に進めていくことが極めて重要である。

このような中、7月17日に閣議決定された骨太の方針には、国土強靱化に関する予算について3か年緊急対策後も「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保」と記載されるなどかなり期待できる内容が盛り込まれた。

今後は更に大規模自然災害時における緊急輸送等のための交通インフラの整備や予防保全型維持管理への早期転換に向けてインフラ老朽化対策など新たな事業においても着実に推進していくことが必要である。

このため、人々の命と直結する国土強靱化の取組は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組と同様、緊要な経費として確保していく必要がある。

このようなことを踏まえ、国においては、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化を強力に推進するため、次の事業も含めた中期計画及び長期計画を策定するとともに別枠による必要な予算・財源を確保すること。
  - ・災害時においても安定的に人流・物流を確保するための高速道路等のミッシングリンクの解消、4車線化やダブルネットワークの整備などによる強靱な広域道路ネットワークの構築
  - ・予防保全への転換に向けたインフラ老朽化対策
- 2 令和2年度が期限となる緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。
- 3 新型コロナ禍の中においても確実に地域経済の下支え効果が発揮できる公共事業費を含めた補正予算を早期に編成すること。
- 4 頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮崎県議会

衆議院議員 長 大臣	議院 議 長 大臣	院 議 長 大臣	議 大 臣	長 大 臣	大 山 菅 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 郎 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿
衆議院議員 閣内 閣内 閣内 閣内 閣内	議院 議 院 議 院 議 院	院 議 院 議 院 議 院	議 大 臣 大 臣 大 臣 大 臣	長 大 臣 長 大 臣 長 大 臣 長 大 臣	大 山 菅 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 郎 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿